

## 通信端末修理費用補償保険普通保険約款

### 第1章 総則

さくら少額短期保険株式会社

#### 第1条（用語の定義）

この普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
保険契約者	当社と保険契約を結び、契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料のお支払義務）を有する、保険契約確認証記載の保険契約者をいいます。
被保険者	補償の対象となる通信端末を所有または使用する、保険契約確認証記載の被保険者をいいます。
当社	この保険契約の引受保険業者をいいます。
保険契約確認証	保険契約の内容について保険契約者に電磁的方法により提供する書面をいいます。
補償の対象となる通信端末	電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器とします。ただし、一般消費者が通常生活の用に供する日本国内で販売されたメーカー（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。以下同じ。）純正の製品および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）で販売された製品に限ります。 なお、通信端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品は補償の対象となりません。
主端末	補償の対象となる通信端末で、保険契約時にこの保険の主たる補償対象となる端末を主端末といいます。なお、その主端末の情報は保険契約確認証に記載されています。
副端末	補償の対象となる通信端末で、主端末以外の端末を副端末といいます。なお、副端末は最大2台とし、それぞれ副端末1、副端末2と称します。なお、その副端末の情報は保険契約確認証に記載されています。
新規取得	補償の対象となる通信端末（新品、中古品を問いません。以下同じ。）を購入（有償交換による取得を含みます。以下同じ。）し、メーカーまたは販売店等による保証期間が3ヵ月以上の保証書（保証書が発行されない製品にあつては製品の出荷が確認できる文書、もしくは製品に同梱のパッキングリストを含みます。）が発行された状態をいいます。なお、対象端末を家族、知人、オークション等から購入または譲渡された場合は含まれません。
補償対象事故	補償の対象となる通信端末に対する外装破損、損壊、水濡れ全損、故障、および盗難をいいます。
修理費用	補償の対象となる通信端末に盗難を除く補償対象事故が生じ、修理または有償交換された場合に負担された費用をいいます。ただし、通信端末に係る見積り取得に関する費用、送料および費用支払い時の事務費用等の付随費用は除きます。
有償交換	補償の対象となる通信端末の商品特性または他の保険契約（保険業法適用外業者の共済も含みます。以下同じ。）の定めに従い修理不能な場合に、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。
修理不能	補償の対象となる通信端末に補償対象事故が生じ、修理または有償交換できなかった場合をいいます。
保険金	補償の対象となる通信端末に補償対象事故が生じ損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。
修理費用保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、補償対象事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。その金額は保険契約確認証に記載されています。
副端末修理費用保険金額	副端末に係る契約金額は修理費用保険金額の30%が上限となり、副端末修理費用保険金額といいます。その金額は保険契約確認証に記載されています。
修理不能保険金額	補償の対象となる通信端末に補償対象事故が生じ、修理不能となった場合（ただし、購入時に中古品であった通信端末についてメーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となった場合を除きます。）に、当社が支払う保険金の限度額をいい、修理費用保険金額の25%が上限となります。その金額は保険契約確認証に記載されています。
副端末修理不能保険金額	副端末に係る修理不能保険金額は副端末修理費用保険金額の25%が上限となり、副端末修理不能保険金額といいます。その金額は保険契約確認証に記載されています。
保険期間	当社が保険責任を負う期間をいい、保険契約確認証記載の保険期間の始期（保険期間の初日）に始まり、保険契約確認証記載の保険期間の終期（保険期間の最終日）に終わります。
保険媒介者	お客様と当社の保険契約の締結の媒介を行うことができるものをいいます。なお、保険契約の締結の代理権はありません。

## 第2条 (保険の対象)

1. 保険の対象は、被保険者が所有または使用する保険契約確認証に記載されている通信端末とし、最大3台まで補償の対象となります。
2. 契約時に最低1台の登録が必要であり、複数登録する場合でも、そのうち1台を主たる補償端末 (以下「主端末」といいます。) とします。
3. 主端末以外の通信端末は契約時または契約時以降に異なるもの2台を上限に登録することができます (以下「副端末」といいます。)
4. 登録された通信端末は電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器で、次の (1) (2) の要件を満たす必要があります。
  - (1) 正常に全機能が動作するもの
  - (2) 登録時において次のいずれかの条件を満たすもの
    - (ア) 新規取得した日から1年未満
    - (イ) 新規取得した日から1年以上であってもメーカーまたは通信キャリアが提供する有償の補償サービスに加入しており、かつ当該サービスにより補償が受けられる状態

## 第3条 (副端末修理費用保険金の額)

保険契約者が副端末を登録する場合には、この保険契約に係る契約金額 (以下「修理費用保険金額」といいます。) の30%相当額を上限に副端末に係る契約金額 (以下「副端末修理費用保険金額」といいます。) が設定されます。

## 第4条 (保険証券の不発行)

1. 当社は、この保険において、保険証券またはこれに代わる書面の発行は行いません。
2. 当社は、この保険契約の内容について保険契約者へ電磁的方法によって提供する保険契約確認証に記載します。
3. 保険契約者は、この保険契約の内容を電磁的方法によって提供される保険契約確認証で確認し、必要に応じて印刷するものとします。

## 第2章 修理費用保険金の支払

### 第5条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、この約款に従い、被保険者が、保険期間中に主端末または副端末に関して 2.に定める支払事由が生じ次の(1)(2)のいずれかに該当した場合に保険金をお支払いします。
  - (1) 修理費用を負担した場合
  - (2) 修理不能となった場合  
(ただし、購入時に中古品であった通信端末についてメーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となった場合を除きます。)
2. 支払事由は次のとおりです。

外装破損、損壊、水濡れ全損、故障、および盗難

ただし、すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接関係のない外形上の損傷は除きます。

### 第6条 (お支払いする保険金の額)

1. 当社は、主端末または副端末が第5条 (保険金をお支払する場合) に該当した場合に次のいずれかに掲げる金額を保険金として被保険者に支払います。ただし、1保険期間に支払うべき保険金には2. に定める支払限度額をもって支払の限度とします。
  - (1) 主端末が修理または有償交換できた場合は、負担された修理費用とします。
  - (2) 主端末が修理不能となった場合は、修理不能保険金額または主端末の購入価格のいずれか小さい額とします。
  - (3) 副端末が修理または有償交換できた場合は、負担された修理費用とします。
  - (4) 副端末が修理不能となった場合は、副端末修理不能保険金額または副端末の購入価格のいずれか小さい額とします。
2. 保険契約に基づき当社が支払うべき保険金の額は次の支払上限額をもって支払の限度とします。
  - (1) 修理費用保険金額が主端末および副端末に対して通算して支払われる1保険期間に係る支払上限額となります。
  - (2) 主端末に対して通算して支払われる1保険期間に係る支払上限額は修理費用保険金額となります。
  - (3) 副端末に対して通算して支払われる1保険期間に係る支払上限額は副端末修理費用保険金額となります。ただし、主端末について保険金が修理費用保険金額から副端末修理費用保険金額を控除した金額を超えて支払われた場合の支払限度額は副端末修理費用保険金額から当該超えて支払われた額を控除した額となります。

### 第7条 (保険金額の制限)

1被保険者について設定できる修理費用保険金額は20万円を限度とし、同一通信端末に対する複数契約は認めないこととします。

### 第8条 (他の保険契約がある場合の保険金の額)

当社は、第5条 (保険金をお支払いする場合) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約からすでに支払を受けている場合には、支払われる保険金からその金額を控除した額を支払います。

### 第9条 (免責期間)

当社は、最大2 台登録が可能な副端末に関し、当該それぞれの端末が登録された日からその日を含めて30日以内に第5条 (保険金をお支払する場合) に規定する支払事由が発生した場合、保険金は支払いません。

ただし、契約時に主端末と同時に登録された副端末または第33条 (主端末および副端末の変更) および第35条 (主端末の変更に際する副端末への変更) に基づき登録された副端末については本条は適用されません。

### 第10条 (保険金をお支払いしない場合)

当社は次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

1. 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います。
2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
3. 保険の対象の欠陥によって生じた損害
4. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

5. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
6. 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
7. 保険の対象に加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手後に生じた損害
8. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
9. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
10. 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金を支払います。
11. 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
12. 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
13. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
14. 水災によって生じた損害
15. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害
16. 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害
17. 日本国外で生じた損害

#### 第11条（保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の支払削減）

1. 当社は、保険期間中に収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当社の定めるところにより、保険契約者に予め書面にて通知した上で、将来に向かって保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 当社は、保険期間中の保険金支払が増加し、保険金の支払いのための財源が不足する場合、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
3. 前1. および前2. の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

### 第3章 保険期間

#### 第12条（責任開始日および保険契約日）

1. 当該保険契約は保険契約の申込みと保険料の受領によって成立します。保険料の払方が月払の場合は第1回保険料、年払の場合は初回保険料が入金され、審査の結果保険契約の申込を当社が承諾した場合、保険契約を申込みした日または第15条（告知義務）に定める告知した日のいずれか遅い日の翌日が責任開始日となります。また、当社が保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料または初回保険料が入金された場合、第1回保険料または初回保険料入金日が責任開始日となります。
2. 保険契約は次の(1)(2)のいずれかの場合に申込みがあったものとします。
  - (1) 当社の所定する保険契約申込書、被保険者の告知書類およびその確認のための書類が当社に到着したとき。
  - (2) 当社が電磁的方法を利用して提供する画面への所要事項の入力後当社への送信されたものを当社が受信したとき。
3. 保険契約の申込者は次の(1)から(6)のいずれかの方法により第1回保険料または初回保険料を払込むものとします。
  - (1) クレジットカード払
  - (2) 当社の指定する提携金融機関等の口座振替払
  - (3) デビットカード払
  - (4) 金融機関等の当社の指定した口座への送金払
  - (5) キャリア課金払
  - (6) 団体一括収納扱特約にしたがい、所属団体を通じて払い込む方法
4. クレジットカード払の場合は、そのカードのオーソリゼーション取得日、口座振替払の場合は、当社の定めた日、デビットカード払の場合は、払込手続を完了した日、金融機関等の当社の指定した口座への送金払いの場合は、振込手続を完了した日、またキャリア課金払の場合は携帯電話事業者の売上承認取得日を第1回保険料または初回保険料入金日とします。
5. 責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とします。

#### 第13条（保険期間）

この保険の保険期間は保険契約確認証に記載された契約日より1年とします。

### 第4章 保険契約の取消・無効

#### 第14条（保険契約が取消または無効となる場合）

保険契約締結の際、次の1. 2. のいずれかの事実があったときは、保険契約は取消または無効とします。

1. 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により当社が保険契約を締結した場合には、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができ、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
2. 保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、当社は当該保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

### 第5章 告知義務および保険契約の解除

#### 第15条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際に支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、次の(1)(2)のいずれかの方法により正確に告知することを要します。

- (1) 当社の所定する告知書類に記載された質問事項への告知
- (2) 当社が電磁的方法により提供する画面（以下「告知画面」といいます。）に記載された質問事項への告知と入力後の当社への送信

#### 第16条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって重要な事実を告げなかったかまたは重要な事項について不実のことを告げたときは、当社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、保険金等の支払事由が発生した後においても、前項の規定によって保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合には、この前項に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払いません。また、この場合にすでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由の発生がこの保険契約の解除の原因となった事実または事項と関係がなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、保険金等を支払います。
4. 当社は、前1. または2. の規定によってこの保険契約を解除するときは、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者に解除の通知をします。
5. 当社は、前1または2. の規定によってこの保険契約を解除した場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、解除した日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。また、保険料の払方が年払の場合、解除した日の前日が属する月の翌月以降の未経過保険料に相当する額の全額を返戻します。

#### 第17条（保険契約を解除しない場合）

1. 当社は、つぎの場合には、第16条（告知義務違反による解除）の規定にかかわらず保険契約を解除しません。
  - (1) 当社が、保険契約の契約日時点において、保険契約の解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。
  - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
  - (4) 当社が保険契約または当該被保険者部分の解除の原因となる事実を知った日（正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる時）からその日を含めて1ヶ月以内にこれを行わなかったとき。
  - (5) 保険契約の契約日からその日を含めて5年を超えて有効に継続したとき。ただし、契約日または、保険開始日からその日を含めて5年以内に保険金等の支払事由が生じていた場合を除きます。
2. 前1. (2) および (3) の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### 第18条（重大事由による保険契約の解除）

1. 当社は次の (1) (2) (3) (4) のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）をした場合。
  - (2) 保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為（未遂を含む）があった場合。
  - (3) 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
    - (ア) 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
    - (イ) 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
    - (ウ) 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
    - (エ) 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - (オ) その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - (4) その他この保険契約を継続することを期待しえない前 (1) (2) (3) に掲げる事由と同等の事由がある場合。  
（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 当社は、被保険者が1. (3) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 保険金の支払事由が生じた後でも、当社は前1. または2. の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、前1. (1) から (4) までの事由または前2. の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者の所在地が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者に解除の通知を行います。
5. 当社は、前1または2. の規定によってこの保険契約を解除した場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、解除した日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。また、保険料の払方が年払の場合、解除した日の前日が属する月の翌月以降の未経過保険料に相当する額の全額を返戻します。

## 第6章 契約後の通知義務

#### 第19条（通知義務）

1. 保険契約締結の後、次のいずれかの事実が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社が各条に定める所定の手続きにて当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなったのちは、この限りではありません。
  - (1) 第32条（副端末の追加）に規定する副端末を追加するとき
  - (2) 第33条（主端末および副端末の変更）に規定する主端末および副端末を変更するとき
  - (3) 第35条（主端末の変更の際の副端末への変更）に規定する主端末を副端末に変更するとき

2. 当社は、保険契約者または被保険者が前1. (1) から (3) の事実が発生しているにもかかわらず、前1. の手続を怠った場合には、前1. (1) から (3) の事実が発生したときまたは保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が前1. (1) から (3) の変更に係る当社への送信を受信するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払しません。ただし、保険契約者が前1. の手続を行ったとしても、当社が承認していたと認められる場合は、保険金をお支払します。

## 第7章 保険料の払込み

### 第20条 (保険料の払込み)

1. 保険料の払方は月払または年払とします。保険契約者は、第2回目以降の保険料、および第23条 (保険契約の継続) 3. に規定する継続契約の保険料について次の (1) から (5) のいずれかの方法により払込期月内に払込むものとします。
  - (1) クレジットカード払
  - (2) 当社の指定する提携金融機関等の口座振替払
  - (3) 金融機関等の当社の指定した口座への送金払
  - (4) キャリア課金払
  - (5) 団体一括収納扱特約にしたがい、所属団体を通じて払い込む方法
2. 前1. の払込期月は払方に応じて次のとおりとします。
  - (1) 月払の場合  
第2回目の保険料については、契約日の属する月の翌月初日から末日まで、第3回目以降の保険料については、月単位の契約応当日の属する初日から末日まで
  - (2) 年払の場合  
年単位の契約日の属する月の初日から末日まで
3. 保険料払込猶予期間中の払込日に保険料の払込みを行うことができなかった契約については、前2. の規定に関わらずコンビニエンスストアもしくは金融機関等からの振込での入金を可とします。
4. 前3. の振込がなされた場合、振込手続を完了した日を入金日とします。
5. 原則として保険料領収書は発行しません。ただし、振込払いで保険契約者から要望があった場合には、保険料領収書を発行・交付します。

### 第21条 (保険料払込猶予期間および保険契約の失効、復活)

1. 第2回目以降の保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの保険料払込猶予期間 (以下「猶予期間」といいます。) があります。
2. 保険契約の失効  
猶予期間末日までに、払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。
3. 失効の場合の保険契約の取扱い
  - (1) 保険契約が失効した日の属する月に電磁的方法により保険契約者宛に失効を通知します。
  - (2) 失効日以降に保険金の支払事由が生じても補償対象とはなりません。
4. 保険契約の復活  
この保険契約は、契約の復活を取り扱いません。

### 第22条 (保険料払込猶予期間中の保険金支払)

1. 保険料の払込みがないまま、猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者はただちに、当該保険料を当社に払込むことを要します。
2. 前1. にかかわらず、当社は保険契約者の申出により、当該支払保険金から払込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。
3. 前2. の場合で、当該支払保険金が払込むべき保険料に不足する場合は、保険契約者はただちに、当該保険料を当社に払込むことを要します。当該保険料が払い込まれない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。

## 第8章 契約の継続

### 第23条 (保険契約の継続)

1. 当社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に書面または電磁的方法により提供される書面 (以下「継続案内書」といいます。) をもって保険契約の継続案内を行います。
2. 前1. の継続案内書の記載内容に変更すべき事項がある場合には、保険契約者は、この保険契約の満了する日の前日までに電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信により当社に通知しなければなりません。
3. 当社は前1. の規定により継続案内を行った場合において、保険契約者よりこの保険契約の満了する日の前日までに特段の意思表示がない場合には、保険契約は継続前の契約条件で、保険期間満了日の翌日 (以下本条において「継続日」といいます。) に、継続されます (以下「継続契約」といいます。)。以後、継続契約が満了する都度同様とします。
4. 継続する場合の保険料は、継続日の属する月の末日までに払込むことを要します。この場合、保険料払込猶予期間は、継続日の属する月の翌々月末日までとし、保険料が払い込まれないまま、猶予期間を経過したときは、この保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。保険契約が継続された場合は、当社は新たに保険契約確認証を電磁的方法によって提供します。
5. 当社は、保険契約を継続するときの保険料その他の契約内容の見直しを次のように取り扱います。
  - (1) 保険料等を見直す場合  
当社は、取支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、継続時の保険料の増額又は保険金額の減額を行うことがあります。
  - (2) 継続を引き受けない場合  
当社は、取支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、保険契約者に予め通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

## 第9章 保険金の請求手続き

### 第24条 (保険金の請求手続き)

1. 保険金の支払事由が生じたときは、契約者または被保険者は遅滞なく当社に通知してください。
2. 契約者または被保険者は、次の(1)(2)のいずれかの方法によりすみやかに保険金を請求してください。
  - (1) 当社の所定する保険金請求書類の提出
  - (2) 当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信
3. 保険金請求に必要な書類は下記のとおりです。
  - (1) 事故報告書兼保険金請求書
  - (2) 火災等の場合、罹災証明書(消防署)
  - (3) 盗難の場合、盗難届出証明書(警察署)
  - (4) その他、当社が求めた書類(写真を含む。)
4. 当社は、必要と認めるときは、事実の確認を行うことがあります。
5. 前4. の事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金を支払いません。

### 第25条 (保険金をお支払いする場所と時期)

当社は、以下に示す時期までに、予め申告を受けた金融機関口座に、振込をもって保険金を支払います。

1. 当社は保険金の支払の請求があったときは、次の(1)(2)(3)(4)に定める事実の確認を行います。
  - (1) 保険事故に該当する事実の有無
  - (2) 損害の額および保険事故との因果関係
  - (3) 保険事故発生原因(被保険者の関与の有無、保険契約の締結に至る事情等を含む。)
  - (4) 保険事故の発生後の被保険者その他の関係者の対応
2. 当社は前1. の確認を行った上で、請求に必要な書類が当社に到達または電磁的方法により提供された請求画面への所要事項の入力後当社へ送信されたものを当社が受信した日(以下「当社が請求を受付けた日」という。)の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金を支払います。
3. 前2. にかかわらず、警察、消防等の公の機関に対して当該機関の指定する方法による照会が必要な場合には、当社は前1. (1)(2)(3)に定める事実の確認を行った上で、当社が請求を受付けた日から60日を経過する日までに保険金を支払います。

## 第10章 解約および返戻金

### 第26条 (保険契約の解約)

1. 保険契約者は、次の(1)(2)のいずれかの方法により、いつでもこの保険契約を解約することができます。
  - (1) 当社の所定する書面による通知
  - (2) 当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信
2. 前1. の保険契約の解約は、将来に向かっての効力を生じます。

### 第27条 (保険料の返戻)

保険料の払方が月払の場合、解約返戻金はありません。ただし、解約日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。

保険料の払方が年払の場合、解約日の前日が属する月の翌月以降の未経過保険料に相当する額の全額を返戻します。

## 第11章 保険契約の管理

### 第28条 (保険金額の増額または減額)

1. 当社は、保険契約者より修理費用保険金額の増額または減額の申し出があっても、保険期間中の変更は取り扱いません。
2. 前1. にかかわらず、主端末の変更にともなう修理費用保険金額の増額は保険期間中であっても取り扱います。この場合、保険料は将来に向け変更され、年払の場合には保険期間中であっても増額時点に応じた保険料(以下「調整保険料」といいます。)をお支払いいただきます。
3. 本条に係る増額または減額については、当社は保険契約確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。

### 第29条 (補償の消滅と復元)

1. 被保険者へ支払った保険金の総額が第6条2. (1)に定める上限額に達したときは、この保険契約の補償は消滅します。
2. 消滅した補償については保険契約が継続されたときに復元します。
3. 補償が消滅した場合の保険料の返戻については第27条(保険料の返戻)を準用します。

### 第30条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利・義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条に係る変更については、当社は保険契約確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。
3. 本条に係る変更の効力は前2. の完了が通知された場合、発信日まで遡及して発生します。

### 第31条 (被保険者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、被保険者を変更させることができます。
2. 本条に係る変更については、当社は保険契約確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。
3. 本条に係る変更の効力は前2. の完了が通知された場合、発信日まで遡及して発生します。

### 第32条 (副端末の追加)

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、副端末について異なる2台を上限に追加することができます。
2. 第15条(告知義務)は前1. によって追加される端末にも適用されます。

3. 本条に係る追加については、当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信をもって行われ、当社は保険契約確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。
4. 本条に係る追加の効力は前3. の完了が通知された場合、発信日の翌日に発生します。

#### 第33条（主端末および副端末の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、主端末および副端末を変更することができます。
2. 第15条（告知義務）は前1. によって変更される端末にも適用されます。
3. 本条に係る変更については、当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信をもって行われ、当社は保険契約確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。
4. 本条に係る変更の効力は前3. の完了が通知された場合、発信日の翌日に発生します。
5. 変更された主端末は第35条（主端末の変更の際する副端末への変更）に規定する副端末への変更を除き、主端末または副端末として変更、追加または保険契約を締結することはできません。
6. 変更された副端末は主端末または副端末として変更、追加または保険契約を締結することはできません。

#### 第34条（副端末の削除）

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、副端末について削除することができます。
2. 本条に係る削除については、当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信をもって行われ、当社は保険契約確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。
3. 本条に係る削除の効力は前2. の完了が通知された場合、発信日の翌日に発生します。
4. 削除された副端末については主端末または副端末として変更、追加または保険契約を締結することはできません。

#### 第35条（主端末の変更の際する副端末への変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、第33条（主端末および副端末の変更）に規定する主端末の変更を行う際に、変更前の主端末を副端末に変更することができます。
2. 本条に係る変更については、当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信をもって行われ、当社は保険契約確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。
3. 本条に係る変更の効力は前2. の完了が通知された場合、発信日の翌日に発生します。

#### 第36条（保険契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更）

1. 保険契約者は、保険契約者または被保険者が住所または居所（通信先を含みます。）その他登録情報を変更したときは、次の（1）（2）のいずれかの方法により、すみやかに当社に通知してください。
  - （1）当社の所定する書面による通知
  - （2）当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信
2. 保険契約者が前1. の通知をしなかったときには、当社が知った最終の住所または居所（通信先を含みます。）あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

#### 第37条（保険料払込方法および払方の変更）

1. 保険契約者は、当社の取扱いの範囲内で、当社の承諾を得て保険料の払込方法を変えることができます。
2. 当社は、契約者より保険料払方の変更の申し出があっても、保険期間中の変更は取り扱いません。

## 第12章 契約者配当金

#### 第38条（配当金の有無）

この保険契約に契約者配当金はありません。

## 第13章 その他

#### 第39条（評価人および裁定人）

1. 当社が支払うべき保険金の額の決定について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じた場合は、当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の中で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。
2. 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含む。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含む。）は半額ずつこれを負担するものとします。

#### 第40条（保険金請求権の行使期間）

保険金の請求権は、保険金支払事由発生日から起算して3年間請求が無い場合消滅します。

#### 第41条（代位）

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - （1）当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - （2）（1）以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前1. の（2）の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含む。）は、当社が取得する前1. の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第42条（訴訟の提起）

保険金の請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または保険金等の受取人（保険金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

#### 第43条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

### ◎団体一括収納扱特約条項

#### 第1条（特約の付加）

この特約は、事業者（法人、個人事業主、人格のない社団）等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たし、団体を通じ申し出があるときに当社と団体一括収納に関する協約書を取り交わした上で付加します。

1. 団体の所屬員を保険契約者とする保険契約であること  
なお、所屬員とは、団体に所属または構成する社員、職員、組合員および会員等をいい、団体の代表者を含みます。
2. 団体が当社と団体一括収納に関する協約を締結していること

#### 第2条（集金業務委託費）

団体を通じて払い込む保険料については、集金業務委託費を支払います。

#### 第3条（保険料払込方法）

この保険契約の保険料払込方法は、団体を通じての月払または年払であることを要します。

#### 第4条（保険料の払込）

1. この保険契約の保険料は、団体の代表者を通じて当社の指定した金融機関等の口座に振込んでください。
2. 団体代表者から当社に振込まれた日（着金日）に保険料の払い込みがあったものとします。尚、団体に対する領収書は要請があった場合のみ、発行します。

#### 第5条（特約の消滅）

次の場合には、それぞれの事由に該当したとき、この特約は消滅します。

1. 保険契約者が団体を脱退したとき
2. 団体一括収納扱に関する協約が解約されたとき
3. 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

### ◎責任開始日に関する特約

#### 第1条（特約の付加）

この特約は、保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、当社がこれを承諾した場合に適用します。

#### 第2条（責任開始日および保険契約日）

1. この特約が適用された場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約を申込みした日または告知した日のいずれか遅い日の翌日が責任開始日となります。
2. 責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とします。

#### 第3条（第1回保険料または初回保険料の払込みおよび猶予期間）

1. 保険契約者は、第1回保険料または初回保険料は払込期間内に払い込むものとします。
2. 前1.の払込期間は、責任開始日から契約日の属する月の末日までとします。
3. 第1回保険料または初回保険料の払込みについては、前2.に定める払込期間の翌月初日から翌々月末日までの保険料払込猶予期間（以下「猶予期間」といいます。）があります。

#### 第4条（第1回保険料または初回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）

1. 第1回保険料または初回保険料の払込がないまま、第1回保険料または初回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに約款の規定にもとづいて保険金または給付金の支払事由が生じたときは、第1回保険料または初回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、約款の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
2. 前1.の場合、保険金等が第1回保険料（前項ただし書の未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）または初回保険料に不足するときは、保険契約者は第1回保険料または初回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに第1回保険料または初回保険料を払い込んでください。第1回保険料または初回保険料の払込がない場合には、当社は支払事由の発生により支払うべき保険金を支払いません。

#### 第5条（第1回保険料または初回保険料の不払いによる無効）

第1回保険料または初回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに第1回保険料または初回保険料の払込がないときは、当社は、保険契約を無効とします。ただし、第4条1.本文に該当する場合を除きます。

## ◎紛失時の保険金支払に関する特約

### 第1条（特約の付加および中途解約の取扱）

この特約は、保険契約の締結の際（保険期間中の中途付加は認めません。）、保険契約者から申出があり、当社がこれを承諾した場合に適用します。また、中途解約（主契約の継続時における特約のみの解約を含む。）はできません。

### 第2条（用語の定義）

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義がある場合は、この限りではありません。

用語	定義
主契約	この特約が付加された主たる保険契約をいいます。
保険契約	主契約および付加された特約の全体をいいます。
主約款	この特約が付加された主契約の普通保険約款をいいます。
紛失保険金額	主契約の補償となる通信端末を紛失した場合に、この特約に従い、当社が支払う保険金の限度額をいい、主契約の修理費用保険金額の50%となります。その金額は保険契約確認証に記載されています。
再調達	主契約の補償となる通信端末と同種同等（注）のものを再取得することをいいます。 （注）同一の機種、型、能力のものとします。
再調達金額	補償の対象となる通信端末に補償対象事故が生じ、再調達された場合に負担された費用をいいます。ただし、通信端末に係る見積り取得に関する費用、送料および費用支払い時の事務費用等の付随費用は除きます。
購入価格	補償の対象となる通信端末の新規取得時の購入金額をいいます。なお、その金額は保険契約確認証に記載されています。

### 第3条（保険金をお支払いする場合）

1. 当社は、この特約により、主約款の規定にかかわらず、被保険者が、保険期間中に主端末または副端末に関して2.に定める支払事由が生じ、その通信端末に代わるものを再調達した場合に保険金をお支払いします。
2. 支払事由は次のとおりです。  
紛失

### 第4条（お支払いする保険金の額）

1. 当社は、主端末または副端末が第3条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合に次に掲げる金額を保険金として被保険者に支払います。ただし、1保険期間に支払うべき保険金には2.に定める支払限度額をもって支払の限度とします。
  - (1) 主端末の場合は主契約に基づく修理不能保険金額を上限に、主端末の購入価格と再調達金額のいずれか小さい額とします。
  - (2) 副端末の場合は主契約に基づく副端末修理不能保険金額を上限に、副端末の購入価格と再調達金額のいずれか小さい額とします。
2. 支払限度額は次のとおりです。  
紛失保険金額が主端末および副端末に対して通算して支払われる1保険期間に係る支払上限額となります。

### 第5条（免責期間）

免責期間は、主約款の規定に従います。

### 第6条（保険金をお支払いしない場合）

当社は次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

1. 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います。
2. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
3. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
4. 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
5. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
6. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
7. 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
8. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
9. 水災によって生じた損害
10. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害
11. 日本国外で生じた損害
12. 第三者またはペット等のいたずらまたは加害行為による損害
13. 取扱書等に定められた、危険、警告、注意事項として禁止された行為に関し、損害が生ずることが予見できるにもかかわらず行ったことによって生じた損害。

### 第7条（保険金の請求手続き）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、契約者または被保険者は遅滞なく当社に通知してください。
2. 契約者または被保険者は、次の(1)(2)のいずれかの方法によりすみやかに保険金を請求してください。

- (1) 当社の所定する保険金請求書類の提出
  - (2) 当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信
3. 保険金請求に必要な書類は下記のとおりです。
- (1) 事故報告書兼保険金請求書
  - (2) 火災等の場合、罹災証明書(消防署)
  - (3) 遺失等の届出証明書または警察署に対する遺失等の届出が受理されたことが分かる書類(警察署)
  - (4) 紛失した通信端末と同種同等の機器が再調達金額にて再調達されたことがわかる書類
  - (5) その他、当社が求めた書類(写真を含む。)
4. 当社は、必要と認めるときは、事実の確認を行うことがあります。
5. 前4.の事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金を支払いません。

#### 第8条(紛失した通信端末回収後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、第3条(保険金をお支払いする場合)の支払事由発生後、紛失した通信端末を発見または回収した場合は、直ちにその旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第9条(紛失品の帰属)

1. 紛失した通信端末について、当社が保険金を支払う前にその通信端末が回収された場合は、その回収物について紛失の損害は生じなかったものとみなします。
2. 紛失した通信端末について、当社が保険金を支払った場合でも、当該通信端末の残存物について被保険者または当該通信端末の使用人が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

#### 第10条(保険金をお支払いする場所と時期)

保険金をお支払いする場所と時期は、主約款の規定に従います。

#### 第11条(配当金の有無)

この特約に契約者配当金はありません。

#### 第12条(特約保険料の払込)

この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

#### 第13条(保険期間)

この特約の保険期間は主契約の保険期間と同一とします。また、主契約が終了した場合には、この特約も終了します。

#### 第14条(補償の消滅と復活)

1. 主契約の補償が消滅した場合、この特約の補償は消滅します。
2. 被保険者へ支払った特約保険金の総額が第4条(お支払いする保険金の額)2.に規定する支払限度額に達したときは、この特約の補償は消滅します。
3. 消滅した補償については主契約が継続されたときに復元します。
4. 補償が消滅した場合の特約保険料の返戻については主約款の規定を準用します。

#### 第15条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

# ネットトラブル弁護士費用補償保険 普通保険約款

## 第1章 総則

さくら少額短期保険株式会社

### 第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

	用語	定義
い	インターネット	情報処理の用に供する機器を使用して接続する電気通信回線ネットワークのことをいいます。
お	オーソリゼーション取得日	当社が、クレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）にクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行い、カード会社に保険料を請求した日をいいます。
き	危険増加	危険増加とは危険（注）が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 （注）損害発生の可能性をいいます。
	記名被保険者	保険契約確認証に記載する被保険者1名をいい、この保険契約においては、日本国内に居住する者のうち、保険契約者または保険契約者の2親等内の親族に限ります。
	キャリア課金払	当社から保険料請求権を譲り受けた電気通信事業者（電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいいます。）に対して、保険契約者が通信料金等（基本使用料、通話料ならびにパケット通信料等の電気通信事業者が定める通信サービスに関する料金および有料サービス料金の総称をいいます。）の支払いと合わせて、保険料を払い込むことをいいます。
け	継続契約	第27条の定めにより継続されたこの保険契約をいいます。
	携帯電話事業者の売上承認取得日	手続き完了画面が表示された日をいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約締結の際の契約申込画面等の入力事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。
し	始期日	保険期間が開始する日をいいます。
	初年度契約	継続契約以外のこの保険契約をいいます。
	事故	待機期間経過後の保険期間中に被保険者の私生活（注）において生じたネットトラブルをいいます。 （注）職務または業務に関するものを除く、被保険者の日常生活をいいます。
た	待機期間	保険金の支払対象とならない期間をいい、この保険契約においては、初年度契約における始期日からその日を含め、90日間となります。
	対象機器	被保険者が所有し、かつ、被保険者の家庭用にのみ供されるパーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォンまたは携帯電話機をいいます。ただし、日本国内において製品として販売され、かつ、製品としてのメーカー保証が付与されたものに限り、いわゆる「自作パソコン」を含みません。
	他人	保険契約者および被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
て	てん補割合	お支払いする保険金の額を計算するために、保険金のお支払い対象となる弁護士費用等の金額に乗じる割合をいいます。
で	電磁的方法等	電子メール等の通信手段を利用する方法をいいます。
と	当社	この保険契約の引受保険業者をいいます。
ね	ネットトラブル	<ol style="list-style-type: none"> <li>インターネットを通じて生じた以下の各号の事由に起因して、他人との間に発生したトラブルをいいます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>対象機器からの電磁的データの流出</li> <li>迷惑行為・投稿、誹謗中傷、風評被害、いじめ（注1）、なりすまし行為または脅迫行為</li> <li>著作権、肖像権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上または契約上の権利を侵害する行為</li> </ol> </li> <li>以下の各号の事由については、他人の行為に起因するこれらの事由によって被保険者が被害を被った場合のみ、ネットトラブルに含まれます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>不正アクセス等の行為またはマルウェア感染</li> <li>出会い系サイト（注2）を介して生じたトラブルまたはストーカー行為、恐喝、誘拐、詐欺等の犯罪行為</li> <li>ネットショッピング、ネットオークションまたはネットフリーマーケット等で生じた高額課金または不当請求</li> <li>ネットバンキングまたはクレジットカード等の不正な使用</li> </ol> </li> </ol> <p>（注1）悪口、仲間外れ、集中攻撃、さらし行為等を含みます。 （注2）「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に規定するインターネット異性紹介事業をいいます。</p>

	用語	定義
ひ	被害事案	被保険者が法律上の損害賠償請求権(注1)または差止請求権を有する場合であって、相手方加害者(注2)との話し合いでは合意形成が困難な問題で、被保険者が自らの権利または利益を守るために法的な解決を必要としている事案をいいます。 (注1)被保険者の過失割合が100%である事案以外の事案において被保険者が有する法律上の損害賠償請求権を含みます。 (注2)特定できない場合を含みます。
	被保険者	対象機器を所有し、またはネットトラブルに起因して生じる費用または賠償責任に対し被保険利益を有する補償の対象となる者をいい、この保険契約においては、記名被保険者の他、生活の本拠として保険契約確認証に記載する「記名被保険者の住所」に、記名被保険者と同居する記名被保険者の親族(注1)(注2)とします。 (注1)当社がこの保険について締結した他の保険契約における記名被保険者である者を除きます。また、転居等により別居となる場合、被保険者の範囲から外れます。 (注2)続柄および同居については、各補償条項に定める事故が発生した時のものをいいます。
ふ	不正アクセス等の行為	「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に規定する不正アクセス行為、その他の不正な手段による対象機器の正当な使用権限を有さない者が行うアクセス行為をいいます。
べ	弁護士	「弁護士法」の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士(注)をいいます。 (注)保険契約者または被保険者が弁護士である場合には、保険契約者または被保険者以外の弁護士に限りません。
	弁護士費用等	弁護士への報酬(詳細を【別表】に定めます。)、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要する費用またはその権利の保全もしくは行使の手続きに必要な費用をいいます。(注) (注)これらに係る消費税相当額を含みます。
	弁護士委任契約	弁護士に、訴訟、審判、調停、交渉またはその他権利の保全もしくは行使の手続等を委任する契約をいいます。
ほ	法的請求	相手方に対して、法令上の根拠に基づき一定の行為をすること、または一定の行為をしないことを要求するものをいいます。
	保険契約者	当社と保険契約を結び、契約上の様々な権利(契約の内容変更等の請求権)と義務(保険料のお支払義務等)を有する、保険契約確認証記載の保険契約者をいいます。
	保険契約確認証	保険契約の内容について保険契約者に電磁的方法により提供する書面をいいます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
	保険金	この保険契約で対象となる損害に対して、当社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	この保険契約で保険金の支払対象となる損害が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額をいい、保険契約確認証に記載された金額とします。
ま	マルウェア	他のプログラムや電磁的データに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであって、ウイルス、ワーム、トロイの木馬、スケアウェア、スパイウェア、ランサムウェア、その他これらに類似のコンピュータウイルスをいいます。
	満了日	保険契約確認証記載の保険期間の終期(保険期間の最終日)をいいます。
	約款	ネットトラブル弁護士費用補償保険普通保険約款をいいます。
や	約款	ネットトラブル弁護士費用補償保険普通保険約款をいいます。

第2条 (ネットトラブル弁護士費用保険金をお支払いする場合)

当社は、待機期間経過後の保険期間中に被保険者の私生活(注1)において生じたネットトラブル(以下、この約款において「事故」といいます。)に起因して被保険者が被害事案に直面した場合に、被保険者がその損害賠償請求または差止請求(注2)について弁護士と弁護士委任契約を締結し、弁護士費用等(注3)を負担したことによって被った損害に対して、ネットトラブル弁護士費用保険金(以下、この約款において「保険金」といいます。)を下表に従い支払います。

(注1) 職務または業務に関するものを除く、被保険者の日常生活をいいます。

(注2) 日本国内の裁判所を管轄裁判所とし、かつ、日本の国内法が適用される損害賠償請求または差止請求に限りです。

(注3) 被保険者が第三者から回収した金額がある場合には、その金額を差引いた額とします。

支払う費用の範囲	支払う保険金の額	支払限度額
弁護士費用等のうち、以下の各号のすべてに該当するもの (1) 事故が生じた日からその日を含め1年以内に締結された弁護士委任契約において対象となった被害事案について生じた費用(注1) (2) この保険契約が有効に継続している間に締結された弁護士委任契約において対象となった被害事案について生じた費用(注1) (3) 日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生した費用 (4) あらかじめ当社の同意を得て支出した費用	お支払いする保険金 = 弁護士費用等の額 × てん補割合(注2)	1回の事故につき、 保険金額。ただし、1 保険期間中につき、 保険契約確認証に記載した事故回数を限度とします。

(注1) 同一の被害事案に関して複数回の費用が生じた場合には、最初の費用が生じた時にその後の費用が生じたものとみなします。

(注2) 円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した額とします。

第3条 (ネットトラブルの発生)

1. この約款において保険金の支払対象となるネットトラブルは、以下の各号のいずれかの事実起因して生じたものに限るものとし、その事実が発生した時にネットトラブルが発生したものとみなします。

(1) 被保険者が行う法的請求の根拠となる具体的な事実で、以下のいずれかに該当するもの

- ① 被保険者の権利または利益の侵害を生じさせた事実
- ② 被保険者が行う差止め請求等の対象となる事実
- ③ 被保険者が行う契約関係の発生、不発生、変更または消滅等の請求の根拠となる事実

(2) 被保険者が他人から受けた法的請求もしくは通知(注1)、または他人から受けた法的請求もしくは通知(注1)の根拠となる事実(注2)

(注1) 他人から受けた請求もしくは通知について、その法的根拠が不明な場合を除きます。

(注2) 被保険者の主張に対する相手方による反論の根拠となる事実を含みます。

2. 相談事案または被害事案の発生時期または発生相手等にかかわらず、同一のネットトラブルから発生した相談事案または被害事案は、同一の事案とみなします。

第4条 (保険金をお支払いしない場合-免責事由1)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故または損害(注1)に対しては保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
  - (2) 戦争(注2)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズム(注3)その他これらに類似の事変または暴動(注4)
  - (3) 地震、噴火、津波、台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象
  - (4) 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)に汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - (5) 第4号以外の放射線照射または放射能汚染
  - (6) 第2号から第5号までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (7) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、液状化、悪臭、日照不足、電磁波障害、または人の健康もしくは生活環境に被害を及ぼすその他の大規模な事象でこれらに類するもの
  - (8) 被保険者の職務または業務の遂行に起因して生じた事由
  - (9) 保険契約者または被保険者による不正アクセス等の行為、マルウェアの作成もしくは意図的配布またはゲリラ活動等の侵害行為
  - (10) 待機期間が経過する日までに発生していたと当社が合理的に判断する事故に起因して生じた損害
- (注1) この補償条項において定める事故または支払事由に該当する損害をいいます。
- (注2) 他国との戦闘状態に入ることをいい、宣戦の有無を問いません。
- (注3) 他の政府、公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助を受けているか、宗教的、イデオロギー的に行動しているかを問わず、個人または団体により行われる圧力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金をお支払いしない場合-免責事由2)

1. 当社は、第4条(保険金をお支払いしない場合-免責事由1)第1項各号の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故、相談事案、被害事案または損害に対しては保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の闘争行為(注1)、自殺行為、犯罪行為または重大な過失
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合において、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受取るべき金額を除きます。
- (3) 被保険者が他人に損失を与えることを認識していながら(注3)行った行為
- (4) 保険契約者と被保険者の間または被保険者相互間で生じた事由
- (5) 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続について生じた事由

- (6) 保険契約または共済契約等について生じた事由
  - (7) 被保険者以外の者(注4)が遭遇した事実起因して、被保険者が監督義務者または扶養義務者としてネットトラブルに直面した場合
  - (8) 契約上の地位の移転、債権譲渡、債権引受、相続その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じていた事故に関し、被保険者が当事者となった場合
  - (9) 社会通念上、法的解決になじまないと考えられるトラブルであって、以下のいずれかに該当するもの
    - ① 社会生活上の受忍限度を超えるとはいえないもの
    - ② 一般に道徳、道義、倫理その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられるもの
    - ③ 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事実と認められるもの
  - (10) 憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの
  - (11) 自動車交通事故に関するもの
  - (12) 国、地方公共団体、行政庁その他の行政機関を相手方とするもの
  - (13) 取引によって取得もしくは譲渡した不動産、動産、有価証券またはその他の権利の財産的価値が、経済状況または社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生したもの
  - (14) 預託等取引契約(注5)に関するもの
  - (15) 連鎖販売取引(注6)または無限連鎖講(注7)に関する取引に関するもの
  - (16) 刑事事件(注8)、少年事件(注9)または医療観察事件(注10)
  - (17) 保険契約者または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為
  - (18) 当社、当社の株主またはその関連法人、ならびにこれらの役職員を相手方とする場合
  - (19) 弁護士委任契約を締結した弁護士を相手方とする場合
- (注1) 喧嘩、格闘および暴力を含みます。
- (注2) 法人の場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注4) 被保険者の未成年の子を除きます。
- (注5) 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」に規定する預託等取引契約をいいます。
- (注6) 「特定商取引に関する法律」に規定する連鎖販売取引をいいます。
- (注7) 「無限連鎖講の防止に関する法律」に規定する無限連鎖講をいいます。
- (注8) 「刑事訴訟法」に基づき、犯罪を行った者に対する科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。
- (注9) 「少年法」に基づき、犯罪を行った少年に対する措置を決定するための手続きに関する事件をいいます。
- (注10) 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失または心神耗弱の状態での重大な他害行為を行った者に対する処遇の可否等を決定するための手続きに関する事件をいいます。
2. 当社は、第1項各号および第4条(保険金をお支払いしない場合-免責事由1)第1項各号の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故、被害事案または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者が相手方に請求する額が5万円未満のもの
  - (2) 保険契約の趣旨に鑑み、濫用性が高いと当社が判断する以下の行為
    - ① 権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為
    - ② 権利行使によって得る利益と比較して、相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為
    - ③ 実現不可能な行為を要求する等、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為
    - ④ その他、①から③と同程度に濫用性が高いと考えられる行為
  - (3) 被保険者が弁護士委任契約を締結し法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合

#### 第6条(保険金支払後の保険契約)

- 1. この保険契約に基づき当社が支払った保険金の事故回数が、保険契約確認証に記載した支払限度回数に達した場合には、その達した時以降、その保険金に対する当社の支払責任は、消滅します。
- 2. 第1項の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約で定めた保険金額が減額することはありません。

#### 第7条(保険期間中の保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減払い)

- 1. 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、保険料の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 2. 不正アクセス等の行為またはマルウェア感染の蔓延等による不測かつ急激な被害の増大等により、保険金の支払事由が一時に多数発生し、保険金の支払事由が集積した結果、当社の経営維持に重大な影響があると特に認めるときは、当社は、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
- 3. 第1項または第2項の場合、当社は、速やかに保険契約者に対して書面によりその内容を通知します。

#### 第8条(他の保険契約がある場合の保険金の額)

当社は、第2条(ネットトラブル弁護士費用保険金をお支払いする場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約からすでに支払を受けている場合には、支払われる保険金からその金額を控除した額を支払います。

## 第2章 基本条項

### 第1節 保険契約確認証

#### 第9条(保険証券の不発行)

- 1. 当社は、この保険において、保険証券またはこれに代わる書面の発行は行いません。
- 2. 当社は、この保険契約の内容について保険契約者へ電磁的方法によって提供する保険契約確認証に記載します。

3. 保険契約者は、この保険契約の内容を電磁的方法によって提供される保険契約確認証で確認し、必要に応じて印刷するものとします。

## 第2節 保険契約の成立

### 第10条（保険契約の成立および保険責任の始期および終期）

1. 当社が保険契約の申込みを受け、申込人より第1回保険料を受領し、当社が保険の引受を承諾した場合に、この保険契約は成立します。
2. 当社の保険責任は、保険料の払込方法によって、次の日の午前0時に始まり、保険期間満了日の午後12時に終わります。
3. 前項の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

保険料の払込方法（経路）	初年度契約の保険期間の初日
クレジットカード払	第1回保険料のオーソリゼーション取得日が属する月の翌月1日
キャリア課金払	第1回保険料の携帯電話事業者の売上承認取得日が属する月の翌月1日
口座振替払	第1回保険料の振替日が属する月の翌月1日

4. 初年度契約の保険期間は保険期間の初日から起算して1年間とします。

## 第3節 保険契約者等の義務

### 第11条（告知義務）

1. 保険契約者または記名被保険者となる者は、保険契約の締結の際に支払事由の発生に関する重要な事項のうち、当社が電磁的方法より提供する入力フォーム画面として告知を求めた告知事項（注1）に対し、事実に基づき正確に告知し、入力後に当社へ送信することを要します。
2. 保険契約者または記名被保険者が、保険契約締結の際、告知事項（注1）について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって解除することができます。
3. 第2項の規定は、以下の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - (1) 第2項に規定する事実がなくなった場合
  - (2) 当社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
  - (3) 保険契約者または記名被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故または損害が発生する前に、告知事項（注1）につき、当社が電磁的方法より提供する入力画面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合（注3）
  - (4) 当社が第2項の解除の原因となる事実を知った時から1か月を経過した場合、または初年度契約の締結時から5年を経過した場合
4. 第2項の規定による解除が事故または損害が発生した後になされた場合でも、第2条（ネットトラブル弁護士費用保険金をお支払いする場合）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
5. 第4項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずに発生した損害または費用に対しては、適用しません。
 

（注1）他の保険契約等に関する事項を含みます。

（注2）当社のために保険契約の締結の代理もしくは媒介を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（注3）訂正を申し出た事実が、仮に保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認める場合に限り承認します。

### 第12条（通知義務）

1. この保険契約の締結後、以下の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は、必要ありません。
  - (1) 記名被保険者が日本国内に居住しなくなったこと
  - (2) 保険契約者と記名被保険者の続柄に変更が生じたこと
  - (3) 第1号および第2号の他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生したこと
2. 第1項の事実の発生によってこの保険契約の引受条件（注2）に該当しないこととなった場合には、当社は、契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 第2項の規定は、当社が解除の原因となる事実を知った時から1か月を経過した場合、または初年度契約の締結時から5年を経過した場合には適用しません。
4. 第2項の規定による解除が事故または損害が発生した後になされた場合でも、第2条（ネットトラブル弁護士費用保険金をお支払いする場合）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時まで生じた事故または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
5. 第4項の規定は、第2項に規定する解除の原因となった事実に基づかずに発生した事故または損害に対しては適用しません。
 

（注1）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において「通知事項」として定めたものに関する事実に限ります。

（注2）この保険契約の引受条件として当社が定める保険契約者および記名被保険者としての範囲をいいます。

### 第13条（住所の変更）

保険契約者および記名被保険者は、第12条（通知義務）第1項第1号に該当する場合を除き、保険契約確認証記載の住所を変更したときは、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第4節 保険料の払込

##### 第14条（保険料の払込方法（回数））

1. 保険料の払込方法（回数）は月払いとし、払込回数は1年間につき12回とします。
2. 第2回目以降の保険料は、保険料払込期間中、月単位の契約当日の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

##### 第15条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当社の定めるところにより、保険料を次のいずれかの払込方法（経路）により、払い込んでください。
  - (1) クレジットカード払
  - (2) キャリア課金払
  - (3) 口座振替払
2. 保険料払込猶予期間中に保険料の払込みを行うことができなかった契約については、前1号の規定に関わらずコンビニエンスストアもしくは金融機関等からの振込での入金可とします。
3. 前項の振込がなされた場合、振込手続を完了した日を入金日とします。
4. 原則として保険料領収書は発行しません。ただし、振込払いで保険契約者から要望があった場合には、保険料領収書を発行・交付します。

##### 第16条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回目以降の保険料の払込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
2. 保険料が払い込まれないままで猶予期間が経過したときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日に効力を失います。
3. 当社は、猶予期間中に保険金等の支払事由が発生したときは、当該保険料の当社への着金の確認を条件として保険金等を支払います。
4. 前項の規定にかかわらず、当社は保険契約者の申出により、当該保険金等から払い込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。
5. 前項の場合で、当該保険金等が払い込むべき保険料に不足する場合は、保険契約者はただちに、当該保険料を当社に払い込むことを要します。当該保険料が払い込まれない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。

#### 第5節 事故発生時の手続き

##### 第17条（保険事故に関する義務および保険金支払いの取扱い）

1. 保険契約者または被保険者に以下の各号の事由が生じた場合、保険契約者または被保険者は、下表に定める事項を行わなければなりません。

事故発生時に生じた事由	保険契約者または被保険者が履行すべき義務
(1) 保険金の支払対象となる費用を被保険者が負担しようとする場合	事故、損害および費用の内容、ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当社に通知しなければなりません。
(2) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合	直ちに当社所定の方法で当社に通知しなければなりません。
(3) 他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合	その権利の保全または行使について必要な手続きをとらなければなりません。
(4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合	あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
(5) 当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合	当社に速やかに提出し、また、当社が行う損害または費用の調査に協力しなければなりません。
(6) 下の事由が生じた場合 ① 弁護士委任契約の締結を行う弁護士の決定または変更を行う場合 ② 弁護士委任契約が終了した場合 ③ 調停、訴え等の取下げまたは請求の認諾、放棄もしくは撤回する場合	直ちに当社所定の方法で当社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項各号の義務を履行しなかった場合には、当社は、保険金の支払いについて、下表のとおり取扱います。

履行すべき義務	保険金支払いの取扱い
(1) 第1項第1号、第2号、第5号または第6号の義務	義務を履行しなかったことにより当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(2) 第1項第3号の義務	賠償または補償を受けられたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
(3) 第1項第4号の義務	賠償責任がないと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

## 第6節 保険金請求の手続き

### 第18条 (保険金の請求権者)

1. 当社に対してこの保険契約に基づく保険金の支払いを請求することができる者は、被保険者とし、被保険者が死亡した場合または被保険者が保険金を請求することができない事情がある場合には、以下の各号の順位(注1)に該当する方が被保険者に代わって保険金を請求することができます。(注2)
    - (1) 保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人
    - (2) 被保険者と同居または生計を共にする被保険者の配偶者(注3)
    - (3) 被保険者と同居または生計を共にする被保険者の2親等内の親族
    - (4) 第2号以外の被保険者の配偶者(注3)または第3号以外の被保険者の3親等内の親族
  2. 第1項の規定により被保険者以外の者が保険金を請求しようとするときは、以下の各号の書類を当社に提出し、当社の承認を得なければなりません。
    - (1) 被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類
    - (2) 被保険者との関係を示す書類
  3. 第1項の規定による被保険者以外の方からの保険金の請求に対して当社が保険金を支払った後に、同一の事故、損害または費用について他の者から保険金の請求を受けたとしても、当社は、重複しては保険金を支払いません。
- (注1) 各号の号数の上位をいいます。  
 (注2) 記名被保険者以外の被保険者に生じた損害について保険金の請求を行う場合には、その被保険者が「生活の本拠として保険証券に記載する『記名被保険者の住所』に、記名被保険者と同居する記名被保険者の親族」であることが確認できる書面の提出を求めます。  
 (注3) 法律上の配偶者に限ります。

### 第19条 (保険金請求の手続き)

1. 当社に対する保険金請求権は、第2条(ネットトラブル弁護士費用保険金をお支払いする場合)の事故が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
2. 保険金の請求権者が保険金の支払いを請求する場合は、保険金請求書の他、当社が求める書類または証拠のすべてを当社に提出しなければなりません。
3. 被保険者または保険金の請求権者が、第2項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類または証拠を偽造あるいは変造した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。
4. 当社は、必要と認めるときは、事実の確認を行うことがあります。
5. 第4項の事実の確認に際し、被保険者または保険金の請求権者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金を支払いません。
6. 保険金の請求権は、第1項に定める時の翌日からその日を含め3年を経過した場合、時効によって消滅します。

### 第20条 (保険金の支払時期)

1. 当社は、以下に示す時期までに、予め申告を受けた金融機関口座に、振込をもって保険金を支払います。ただし、保険金請求権者から保険金を弁護士等に直接送金する旨の申出を受けた場合、当社は弁護士等に直接送金できるものとします。なお、弁護士等に送金を行った後に保険金請求権者から保険金の請求を受けたとしても、当社は重複して保険金を支払いません。
2. 当社は、請求に必要な書類が当社に到達または電磁的方法により提供された請求画面への所要事項の入力後当社へ送信されたものを当社が受信した日(以下「請求完了日(注1)」という。)からその日を含めて、30日以内に当社が保険金を支払うための必要な以下の各号の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無	①事故の原因、時期および状況 ②損害または費用の発生の有無 ③被保険者に該当する事実
(2) 保険金が支払われない事由の有無	保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
(3) 保険金の額の算出	①損害の額または費用の額およびその算定の根拠 ②事故と損害または費用との関係
(4) 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
(5) 当社が支払うべき保険金の額の確定	①他の保険契約等の有無および内容 ②損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

3. 前項の確認を行うために、特別な照会または調査が不可欠な場合には、第2項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて下表に定める日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金の請求権者に対して通知します。

不可欠な照会または調査	日数
(1) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
(2) 医療機関、検査機関その他専門機関による診断または鑑定等の結果の照会	90日
(3) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査	60日
(4) 第2項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

4. 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金の請求権者または弁護士委任契約を締結した弁護士が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、第2項または第3項の期間に算入しないものとします。

（注1）第19条第2項の保険金の請求手続きが完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）「弁護士法」に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第7節 保険契約の無効、取消し、終了、解約または解除、補償の消滅

### 第21条（保険契約の無効）

1. 次に該当する場合は、この保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険責任が開始する前に保険事故の発生を知っていてそれを告知せず契約を締結したとき

2. 第1項の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

### 第22条（保険契約の取消し）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

2. 第1項の規定により取消しが行われる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

### 第23条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信により、いつでもこの保険契約を解約することができます。

### 第24条（重大事由による保険契約の解除）

1. 当社は次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (2) 保険契約者または被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3) 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
  - ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
  - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (4) 第1項第1号から第3号までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、第1項第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

2. 当社は、被保険者が本条第1項第3号①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

3. 第1項または第2項の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1項第1号から第4号までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

4. 本条による解除は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知によって行います。ただし、保険契約者の所在地が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者に解除の通知を行います。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

### 第25条（保険契約解除の効力）

第11条（告知義務）第2項または第24条（重大事由による保険契約の解除）第2項または第3項の規定により、保険契約が解除された場合、解約の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。

## 第8節 保険料の返戻

### 第26条 (保険料の返戻)

1. 第11条 (告知義務) 第2項または第24条 (重大事由による保険契約の解除) 第2項または第3項の規定による解除の場合、既に払い込まれた保険料は返戻しません。ただし、解除した日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。
2. 第21条 (保険契約の無効) 第1項の規定による保険契約の無効または当社が第22条 (保険契約の取消し) 第1項の規定により保険契約を取消した場合には、既に払い込まれた保険料は返戻しません。
3. 第23条 (保険契約者による保険契約の解約) の規定による解約の場合、保険契約が終了した日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。

## 第9節 保険契約の継続

### 第27条 (保険契約の継続)

1. 当社は、保険契約の満了日の2ヶ月前までに電磁的方法により提供される書面をもって保険契約の継続案内を行います。保険契約者が継続内容を承諾した場合は、保険契約は保険期間満了の日の翌日 (以下本条において「継続日」といいます。) に継続されます。ただし、この場合、保険期間満了の日までに現契約 (継続前の契約) の保険料が全額払い込まれていることを要します。
2. 当社は前号の規定により継続案内を行った場合において、保険契約者よりこの保険期間の満了日の前日までに特段の意思表示がない場合には、保険契約は継続前の契約条件で、継続日に、継続されます。
3. 継続後の契約の保険期間および保険金額等は継続前の契約の保険期間および保険金額等と同一とします。
4. 継続する場合の保険料は、継続日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、保険料払込みの猶予期間は、継続日の属する月の翌々月末日までとし、保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過したときは、この保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効するものとします。
5. 保険契約が継続された場合は、当社は新たに保険契約確認証を電磁的方法によって提供、交付をもって保険契約者に通知します。
6. この保険契約の保険期間中に、保険契約の計算基礎に影響を及ぼす状況が発生した場合には、当社の定めるところにより、保険契約継続時の保険料の増額や保険金額の減額を行うことがあります。
7. この保険契約の保険期間中に保険契約の計算基礎に影響を及ぼす状況が発生し、本商品が不採算となったときは、当社の定めにより保険契約の継続をお引き受けできないことがあります。

## 第10節 その他の事項

### 第28条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利・義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条に係る変更については、当社は保険契約確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。
3. 本条に係る変更の効力は第2項に規定する完了が通知された場合、発信日まで遡及して発生します。

### 第29条 (当社への通知または申し出)

1. 契約者および被保険者は、当社に対して以下の各号の通知または申し出を行う場合に、当社が定める電話または情報処理機器等の通信手段 (注) を用いて、これを行うことができます。
  - (1) 第11条 (告知義務) 第3項第3号に定める告知事項の訂正の申し出
  - (2) 第12条 (通知義務) 第1項に定める通知しなければならない事項の通知
  - (3) 第13条 (住所の変更) に定める住所変更の通知
  - (4) 第23条 (保険契約者による保険契約の解約) に定める解約の通知
  - (5) 第2項に定める届出内容の変更の通知
  - (6) この保険契約に付帯する特約に定める通知
2. 保険契約者が当社に届出した電話番号または指定した電子メールアドレスを変更した場合には、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。  
(注) インターネットを含みます。

### 第30条 (代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - (1) 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - (2) (1) 以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 第1項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含む。) は、当社が取得する本第1項に規定する債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は当社の負担とします。

#### (注) 損害賠償請求権その他の債権

当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第31条（時効）

保険金請求権は、第19条（保険金請求の手続き）第1項に定める保険金請求権を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条（配当金の有無）

この保険契約に契約者配当金はありません。

第33条（訴訟の提起）

保険金の請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または保険金等の受取人（保険金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者となります。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第34条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

ネットトラブル賠償責任特約

第1条 用語の定義

この特約において使用する用語の定義は、普通保険約款による他、次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

	用語	定義
や	約款	ネットトラブル弁護士費用補償保険普通保険約款をいいます。

第2条 (ネットトラブル賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、待機期間経過後の保険期間中に被保険者の私生活(注1)において生じたネットトラブル(以下、この特約においては「事故」といいます。)に起因して、被保険者が他人から受けた法律上の損害賠償請求(注2)(注3)の解決について弁護士と弁護士委任契約を締結し、かつ、その損害賠償請求(注2)(注3)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、ネットトラブル賠償責任保険金(以下、この特約においては「特約保険金」といいます。)を下表に従い支払います。

支払う費用の範囲	支払う保険金の額	支払限度額
以下の各号に該当するもの (1)被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金(注4) (2)損害賠償責任の解決について、被保険者があらかじめ当社の同意を得て支出した弁護士費用等または示談交渉に要した費用 (3)被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用 (4)被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用。	左記の各号の合計額	1. 1回の事故につき、保険契約確認証に記載した保険金額。ただし、1保険期間中につき、保険契約確認証に記載した事故回数を限度とします。 2. 第1項の損害賠償責任について、約款第2条(ネットトラブル弁護士費用保険金をお支払いする場合)の規定によっても保険金の支払対象となる場合には、当社は、この特約による特約保険金を優先して支払うものとし、重複しては保険金を支払いません。

(注1)職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。

(注2)この保険契約が有効に継続している間に請求された損害賠償請求に限りです。

(注3)日本国内の裁判所を管轄裁判所とし、かつ、日本の国内法が適用される損害賠償請求に限りです。

(注4)判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差引きます。

第3条 (特約保険金を支払わない場合)

当社は、約款第4条(保険金をお支払いしない場合-免責事由1)各号の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故、損害または損害賠償責任に対しては、特約保険金を支払いません。

- (1)被保険者の心神喪失または指図
- (2)被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら(注1)行った行為
- (3)被保険者の詐欺または横領
- (4)被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
- (5)他人の身体の障害(注2)または他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(注3)に対する損害賠償責任
- (6)被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償責任

(注1)認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2)精神的苦痛を除きます。

(注3)これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

第4条 (ネットトラブルの発生)

1. この特約において特約保険金の支払対象となるネットトラブルは、被保険者が他人から受けた法的請求もしくは通知(注1)または他人から受けた法的請求もしくは通知(注1)の根拠となる事実(注2)に起因して生じたものに限るものとし、その事実が発生した時にネットトラブルが発生したものとみなします。

2. 損害賠償責任の発生時期または発生相手等にかかわらず、同一のネットトラブルから発生した損害賠償責任は、同一の損害賠償責任とみなします。

(注1)認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2)精神的苦痛を除きます。

第5条 (損害賠償責任解決の特則)

1. 被保険者が第2条の事故について損害賠償請求を受けた場合、当社は、必要と認めるときは、被保険者の同意を得て、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。

2. 第1項の場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

3. 被保険者が、正当な理由がなく第2項の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害を差引いて賠償責任保険金を支払います。

第6条 (先取特権)

1. 第1条の事故における被保険者に対する損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注1)について、先取特権を有します。

2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、特約保険金を支払います。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注2)
- (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- (3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が第1項の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- (4) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注3)
3. 特約保険金請求権(注1)、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、特約保険金請求権(注1)を質権の目的とし、または第2項第3号の場合を除いて差押えることはできません。ただし、第2項第1号または第4号の規定により被保険者が当社に対して特約保険金の支払いを請求することができる場合を除きます。
- (注1) 第1条第1項表中第2号から第4号までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (注2) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注3) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

【別表】 弁護士への報酬

対象	内容・区分・限度額等													
1. 着手金・報酬金方式(注1)	<p>(1) 事案の性質上、弁護士の委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、弁護士報酬の限度額は、下表に定める額を限度とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経済的利益の額</th> <th>①着手金(注2)</th> <th>②報酬金(注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その結果のいかんに関わらず委任契約締結時に生じる対価</td> <td>その成功に応じて生じる対価</td> </tr> <tr> <td>125万円以下の場合</td> <td>100,000円</td> <td rowspan="2">経済的利益の16%(注4)</td> </tr> <tr> <td>300万円以下の場合</td> <td>経済的利益(注3)の8%</td> </tr> <tr> <td>300万円超の場合</td> <td>経済的利益(注3)の5%+90,000円</td> <td>経済的利益(注4)の10%+180,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第1号の定めにかかわらず、経済的利益の額の算出が困難な場合には、①着手金、②報酬金ともに、300,000円を限度とします。</p> <p>(3) 委任事務処理の難易等の事情により、第1号または第2号の限度額が不相当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士および当社が協議の上、それぞれ30%の範囲で増減額することができます。</p> <p>(4) 次の各号のいずれかに該当した場合には、②報酬金は、100,000円を限度とします。</p> <p>(ア) 相手方と面談または電話によって交渉することなく、相手方に対して書面を1通送付したのみで事案が終了した場合</p> <p>(イ) 相手方との間で、最初に行った電話による交渉のみによって事案が終了した場合で、かつ、当該交渉時間が30分を超えなかった場合</p> <p>(ウ) 上記(ア)または(イ)と同程度に、委任事務処理に特段の労力または時間を要さなかった場合</p>	経済的利益の額	①着手金(注2)	②報酬金(注2)	その結果のいかんに関わらず委任契約締結時に生じる対価	その成功に応じて生じる対価	125万円以下の場合	100,000円	経済的利益の16%(注4)	300万円以下の場合	経済的利益(注3)の8%	300万円超の場合	経済的利益(注3)の5%+90,000円	経済的利益(注4)の10%+180,000円
経済的利益の額	①着手金(注2)		②報酬金(注2)											
	その結果のいかんに関わらず委任契約締結時に生じる対価	その成功に応じて生じる対価												
125万円以下の場合	100,000円	経済的利益の16%(注4)												
300万円以下の場合	経済的利益(注3)の8%													
300万円超の場合	経済的利益(注3)の5%+90,000円	経済的利益(注4)の10%+180,000円												
2. 時間制報酬(タイムチャージ)方式(注5)(注6)	<p>(1) 1時間当たりの委任事務処理単価にその処理に要した時間(注7)を乗じた額により計算される弁護士報酬をいい、1時間あたり、20,000円を限度とします。</p> <p>(2) 委任事務処理の難易等の事情により、第1号の限度額が不相当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士および当社が協議の上、30%の範囲で増減額することができます。</p>													
3. 手数料方式	<p>(1) 原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事案について生じる弁護士報酬(注1)をいい、下表に定める額を限度とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手続きまたは委任事務処理</th> <th>手数料の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①保全事件(注6)</td> <td>200,000円に、第1項第1号①着手金で算出された額の10%を加えた額</td> </tr> <tr> <td>②法律関連の調査</td> <td>1事案につき、100,000円</td> </tr> <tr> <td>③内容証明郵便の作成(注7)</td> <td>1事案につき、次の額 (ア) 弁護士名を表示しない場合:20,000円 (イ) 弁護士名を表示する場合:50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手続きまたは委任事務処理の難易等の事情により、第1号①の限度額が不相当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士および当社が協議の上、30%の範囲で増減額することができます。</p> <p>(3) 手数料方式は、同一の事案について、以下の場合を除き、第1項の着手金・報酬金方式または第2項の時間制報酬(タイムチャージ)方式と併用することはできません。</p> <p>① 第1号①の手続きについては、第1項の着手金・報酬金方式を採用した場合</p> <p>② 第1号②および③の委任事務処理については、第1項の着手金・報酬金方式または第2項の時間制報酬(タイムチャージ)方式での委任契約締結の前段階として行う場合</p>	手続きまたは委任事務処理	手数料の限度額	①保全事件(注6)	200,000円に、第1項第1号①着手金で算出された額の10%を加えた額	②法律関連の調査	1事案につき、100,000円	③内容証明郵便の作成(注7)	1事案につき、次の額 (ア) 弁護士名を表示しない場合:20,000円 (イ) 弁護士名を表示する場合:50,000円					
手続きまたは委任事務処理	手数料の限度額													
①保全事件(注6)	200,000円に、第1項第1号①着手金で算出された額の10%を加えた額													
②法律関連の調査	1事案につき、100,000円													
③内容証明郵便の作成(注7)	1事案につき、次の額 (ア) 弁護士名を表示しない場合:20,000円 (イ) 弁護士名を表示する場合:50,000円													

対象	内容・区分・限度額等								
4. 日当	<p>(1) 弁護士が委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事案のために拘束されること(注8)の対価(注2)をいい、下表に定める額を限度とします。</p> <table border="1" data-bbox="435 253 1465 432"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 253 951 293">移動による拘束時間</th> <th data-bbox="951 253 1465 293">日当の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 293 951 338">①往復2時間超4時間まで</td> <td data-bbox="951 293 1465 338">30,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 338 951 383">②往復4時間超7時間まで</td> <td data-bbox="951 338 1465 383">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 383 951 427">③往復7時間超</td> <td data-bbox="951 383 1465 427">100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	移動による拘束時間	日当の限度額	①往復2時間超4時間まで	30,000円	②往復4時間超7時間まで	50,000円	③往復7時間超	100,000円
移動による拘束時間	日当の限度額								
①往復2時間超4時間まで	30,000円								
②往復4時間超7時間まで	50,000円								
③往復7時間超	100,000円								
5. 実費等	委任事務処理を行う上で弁護士が支出した収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費は、第1項から第3項までの弁護士報酬に加えて請求することができます。								

(注1) 同一の事案について、第2項の時間制報酬(タイムチャージ)方式と併用することはできません。

(注2) 消費税相当額を加算した額を請求することができます。

(注3) 被保険者が委任契約締結時に提示した資料等に基づき計算される経済的利益の額とします。

(注4) 弁護士が行った委任事務処理の結果、被保険者が得ることとなった経済的利益の額とします。

(注5) 日当を請求することはできません。

(注6) 同一の事案について、第1項の着手金・報酬金方式と併用することはできません。

(注7) 情報処理機器等の通信手段(インターネットを含みます。)を用いて、これに準じる事務処理を行う場合を含みます。

(注8) 委任事務処理自体による拘束を除きます。